

令和5年第5回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和5年5月25日(木)  
開 会 午後1時30分 閉 会 午後2時35分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員(10人)  
①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ③糀田 幸雄 ⑤松生 朋広  
⑦山本 泰夫 ⑧高田外喜子 ⑨山上 克秀 ⑩四飯弥志宣  
⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(2人)  
④徳島 伸精 ⑥澤田 稔
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(5人)  
⑬榊谷 武史 ⑭岡田 信夫 ⑮悦永 秀雄 ⑯芝田 俊幸  
⑰三宅 一徳
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(6人)  
⑱村田 清二 ⑲岡田 耕一 ⑳山本 猛 ㉑稲農 幹夫  
㉒瀬戸 明 ㉓石野 公章
- 7 事務局員 清水事務局長、奥次長、石端主事
- 8 付議案件
  - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
  - (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
  - (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
  - (4) 非農地証明について
  - (5) 農用地利用集積計画について
  - (6) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 1番 岩城委員 10番 四飯委員
- 10 会議の結果  
議案5件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要  
事務局長 それでは、ご案内の時間になりましたので、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。  
それでは、委員さんの欠席届についてご報告いたします。4番、徳島委員、6番、澤田委員から欠席される旨の事務連絡を受けております。最適化委員の石野さん、出席の予定ではありますが、まだ来ていらっしゃらないのですが、ご案内の時間となりましたので始めさせていただきます。  
ただいまの出席委員は10名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき在籍委員12人の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。  
それでは、村会長、ご挨拶お願いいたします。  
会 長 (挨拶)  
事務局長 ありがとうございます。  
それでは、本日の議件につきましてご案内いたします。
  - ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
  - ・議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
  - ・議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定

について

- ・議案第4号 非農地証明について
- ・議案第5号 農用地利用集積計画について
- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をよろしくお願いたします。

議長 では、これより会議を開きます。

本日の議事録署名員に、10番 四飯委員、1番 岩城委員を指名します。よろしくお願いたします。

それでは、会議を始めます。

本日上程されている「議案第3号」、整理番号2番については、申請面積が1,000㎡を超える案件となっておりますので、審議する前に全員で現地を確認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 では、一旦、暫時休憩といたします。

( 現 地 視 察 )

議長 それでは、会議を再開いたします。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明します。

議案書2ページをご覧ください。

整理番号1番の申請地は〇〇町、〇〇町の田7筆で、面積は10,932㎡です。

位置図は3ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、労力不足によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積が当該申請による1,332 a です。

続きまして、整理番号2番の申請地は〇〇町の畑2筆で、面積は1,169㎡です。

位置図は4ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由はその他によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による12 a です。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

引き続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員 いろいろ調査したんですけれども、実は〇〇さんとなると、委員された方の奥さんやね。

事務局 はい。

担当委員 それを知らんもんでちょっとあれだったので、一応調べたら、〇〇さんも了解のほうで。また、もともと〇〇さんは、この田んぼを耕作しておられたので、農協、生産組合のほうもそういうふうに動いていますので、何ら問題ないと思います。もともとは作っておられた地面で、ちゃんと所有権移転みたい感じで、そういうことでご理解願います。

議長 ありがとうございます。  
整理番号2番、事務局、お願いします。

事務局 〇〇委員さんからは、特に問題ないとの報告を受けております。  
以上です。

議長 それでは、担当委員さんにご異議なしということですが、ほかにご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり承認いたします。  
次に、「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書のほうの5ページをお願いいたします。  
「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」です。  
整理番号の1番になります。申請地は〇〇町の畑1筆、面積は119㎡になります。  
位置図につきましては6ページのほうになります。  
申請人は議案書に記載のとおりです。  
申請目的としましては、車庫とするための申請となっております。  
申請につきましては農振地域内にあり、農地の広がり10ha以上であることから第1種で、令第5条第1号に該当すると判断されておりまして、規則第35条の5号——すいません。こちらのほうには33条の4号というふうに書いてありますが、訂正のほうお願いいたします。35条の5号の特例許可に該当する。これにつきましては、県に照会をしましてこのような指導を受けております。  
生産組合の同意についても得ておる状況であります。  
説明は以上です。

議長 ありがとうございます。  
担当委員さんのご意見を伺います。  
整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員 本人に確認しましたところ、現地は荒れ地になってたんですけれども、写真のとおり便利かなということで、駐車場というような格好にしとるんですけれども、車庫として利用したいということで申請が上がったということでありまして。この土地自体はあんまり利用価値もないような場所があります。そういうことから、特に異議はないということで思っております。

- 議長 以上です。  
ありがとうございます。  
担当委員さんは異議なしということですが、ほかにご意見ございませんか。
- 委員 ちょっと質問です。特例という話なんで、特例を受けれる範囲というのは何か、どんな内容のものが対象農地であっても特例できるのか、ちょっと申し訳ないですけど、参考に知りたいです。
- 事務局 幾つかありますけれども、則第33条第4号につきましては、申請地の周辺の地域で必要な施設。例えば申請される方が車庫を必要としていれば、周辺で車庫の用地の代替地を検討して、ここしかないというふうになれば該当するというような内容になります。  
則第35条第5号については、もともと住宅があると。そこに車庫を建てたい。住宅があって、その地域、周辺で車庫を建てたいという場合に、もともと住宅として使っていた土地の半分以下であれば該当できると。そういったような特例というのが幾つかあるんですが、もともと農地を潰してでもこの住宅なり、車庫なりというものを建てていいような特例というもので、あまり離れてないような場所になります。  
今回は申請地の道路を挟んだ向かい側に住宅がありますので、則第35条第5号を該当になっております。  
ほかに幾つかありますけれども、また詳しくご説明が必要ならまた個別に寄っていただければと思います。  
以上です。
- 議長 ありがとうございます。  
ほかにご意見ございませんか。
- 全委員 なし。
- 議長 なければ、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は原案どおり上申することに決定いたします。  
次に、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 7ページのほうお願いいたします。  
「議案第3号」になります。「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」であります。  
整理番号1番につきましては、申請地は〇〇町〇〇番地の畑1筆で、273㎡になります。  
位置のほうは8ページのほうご覧ください。  
〇〇町の入り口という形になります。  
譲渡人、譲受人につきましては、議案書に記載のとおりです。  
また、贈与による所有権移転となっております。  
転用目的につきましては、駐車場用地にするための申請というふうになっております。  
申請地につきましては、農振地域外で第1種中高層住宅専用用地に指定された都市計画区域内であることから、第3種農地というふうに判断しております。

なお、生産組合の同意を得ております。

次、整理番号2番につきましては、先ほど現地でご説明しましたので省略をさせていただきます。

説明は以上です。

議長

ありがとうございます。

続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員

譲渡人、譲受人の双方に確認したところ、〇〇さんがこの畑を管理するのが大変になってきたということと、たまたま〇〇さんが申請地の向こう側に資材置場みたいな形で置いてある関係で、駐車場に使用したいということで同意をとる形になっております。

特に問題ございません。

議長

ありがとうございます。

整理番号2番、〇〇委員さん。

担当委員

先ほど職員の言われたとおりなんですけれども、自分もそういうように、〇〇さんにちょっと連絡取れなかったものですから、〇〇さんにそのとおり言うてきたんですけれども、特に問題ないと思います。

議長

ありがとうございます。

担当委員さんはご異議なしということですが、ほかにご意見ございませんか。

委員

前々回でしたか、同じような駐車場用地としてありましたよね。〇〇だったかな。それと同じような話だと思うんですけど、結局、排水とか、ここの造成と違うので、どういうふうになるのか。土地の前が国道があって、今全部買われて駐車場と農地転用する間に水路があるんですけど、これは当然、水がきちっと流れる形になるんだと思うんですけど、その辺の確認はどういうふうにするのでしょうか。

議長

事務局、これ、図面はどういうふうに。

事務局

先ほどマイクロバスを止めたところ、国道の脇になりますけれども、後ろのほうからといいますか、東側が一番気になりますけど、そちらのほうから国道に向かって水が流れるような形で地面を整えるという形になっています。

そして、現地では草が生えていて分かりにくいのと、申請地に入れなかったのが分からないかと思えますけれども、地面自体は大体道路と同じような高さになります。

先ほど車を止めていたところ、砂利敷きの駐車場に車が止まっていたところですが、そちらはちょっと高くなっているだけで、後ろのほうはまた低くなっていて、現地は大体同じようなレベルになっている地形です。

そうしまして、方角から言えば西側が国道、ここが自分の持っておいでになる土地、北側、南側、そして東側が隣地に接するんですが、ここについてはフェンスを設置して整えるというふうな形になっております。

よろしいですか。

委員

路面は砂利？ アスファルト？

事務局

それについては、こちらのほうにはその書類まだ届いておりません。あくまでも雨水のほうを道路側に向かって流すというような形です。

委員

砂利敷きであれば浸透するんでしょうけれども、アスファルトにするとやはり周りに側溝を設けて国道側に流すのか。国道側と農地転用を予定し

ておいでる間に1本線がありますよね。これ、水路でないかと思うんですけど、この水路は生きておるんですかね。

事務局 これは法定外公共物になります。それを個人が買われて、この赤のところに線がありますが、この南側といいますか、下のほうにも線がありますよね。ここに振り替えをしています。これは道路です。

委員 法定外公共物を買われて宅地か雑種地にされるということですね。

事務局 倉庫の一部です。もう購入されておいでます。

委員 あと、そうすると、排水が国道へ落ちるわけやね。その辺きちっと排水が取れるように、周りの人に迷惑がかからない何か配慮していただけるといいかなと。これ多分、県のほうでも確認すると思う。はい、分かりました。

議長 ほかに何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、上申してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第3号」は原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第4号 非農地証明について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 10ページをお願いいたします。

「議案第4号 非農地証明について」です。

整理番号の1番になります。〇〇町の田4筆になります。面積のほうは4,020㎡。申請人につきましては、議案書に記載のとおりになります。

位置図につきましては、11ページ、12ページをお願いいたします。

①、②につきましては、場所は〇〇小学校のほうから〇〇町のほうに向かって市道が行っております。その〇〇町の交差点のほうから大体1kmぐらい戻ったところに〇〇のゴルフ場のほうに上っていく道があります。右折をしていく道ですが、そこのほうを大体五、六百m進みますと上り切って下がるようになります。今お手元のほうに現況の写真をお配りしましたけれども、そこのところの突き当たりを左に曲がったところにあるものであります。

次に、③番、④番につきましては、12ページになりますけれども、〇〇町のほうに〇〇という施設がございます。その北側のほうで、この地図のほうで中央部分、道路の形状がありますが、ここがちょうど市と〇〇町の境になります。こちらのほうで〇〇の北部側のほうの農地になります。

現況のほうはお配りしたところ、③番、④番を見ていただければと思います。

説明は以上です。

議長 では、担当委員さんに代わって事務局、お願いします。

事務局 そうしましたら、これにつきましては、現地のほうを先週の18日に確認をしてきました。会長と〇〇委員さん、そして〇〇委員さんと私と合わせて4人で確認をしてきました。

先ほども説明をしましたが、この手元にお配りしました写真のとおり、①、②につきましては現況が荒地、そして一部森林、木が生えているような状況になります。

そうしまして、ここにつきましては周辺の土地につきましても山林とい

う形になっていまして、地目のほうも周り全て山林というふうに変わっております。

こういったことから、非農地としてよろしいんじゃないかというようなご意見をいただいております。

次に、③番、④番なんですが、裏のほう、現況写真がありますが、この土地につきましては、昭和53年に土地改良で換地処分を行った地域になります。

この12ページのほうの位置図を見ていただきたいんですけども、ちょうど区割りをした田んぼというような形になっていると思います。昭和53年ということで古い土地改良ですので、1筆当たりの面積も今と違って小さな土地改良になっているということ。

それと、周辺でまだ耕作をされている方がおいでます。航空写真の真ん中の部分で色が変わっているかと思いますが、稲作をされております。③番につきましては、土地改良の道路から山のほうに向かって一番奥ということで放棄をされたような形になっておりますし、④番についてはちょうど写真の左側のほうが田んぼをしていて、その向かい側、道を挟んだところで耕作をされているということで、あくまでも遊休農地ということで農地として扱うのが適切じゃないかというふうな形でご意見をいただいております。

以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありましたし、現地、私も見てきました。あくまでも作っていてもいなくても農地は農地として、ただ、自分は耕作を放棄したから農地でないという感覚でこういった願いを出されても非常に困るような話であって、③番、④番について今ほど事務局から説明があったとおり、近隣、周りは田んぼを作っています。これを非農地と認めたら、全体的にまたこういったことが広がるんじゃないかなというふうに懸念されますので、①番、②番は先ほどの写真のように開墾しても非常に農地に戻すのは難しい。周りも山林化しておりますので、これまでの実績を見てという意味で、③番、④番は農地のままだいたいというふうに何か現場で見た地元の農業委員、最適化委員の方と話し合いしてそういうになったわけですけども、これについて何か皆様のご意見があればお伺いしたいと思っておりますけれども。

委員 すみません。たびたび申し訳ございませんが。

そしたら、この場所は1種、2種、3種って農地あるんですけども、どれに当てはまるんですか。

③、④は1種ですか。

実際どんなんで農地設定されているかを教えてください。

その後どうするかはまたあれなんですけど。

事務局 1種の農地につきましては、10ha以上の団地、これはずっとつながっているという形になるんですけども、ちょうどここは飛んでいると言えば飛んでいる形になるものですから。

委員 すみません。私も今の話聞くと1種でないかなと思ってたんです。10haあるとかないとか設定されておるのは1種、2種、3種。1種は、一応優良な農地として残す。2種は、ある程度そこでどうしても農地転用しなきゃいけないという理由があれば農地転用させる。3種については、もう申請さえすれば相当の理由がない限り許可する。こんなような整理なのか

など思ったんですけど、違うんですか。

事務局  
委員長  
事務局  
委員長  
事務局  
委員長

大体おっしゃるとおりです。

そうすると、さっきの①、②についても1種なんですか。

①、②については1種でないと思います。

1種ではないんですね。

周りが全て山林になっています。地目自体も山林になっていますので。

地目は田でなかった？

周りの土地が。

ああ、周りの土地がね。そういうことであれば、青地ではないんですかね。

事務局  
委員長

ちょっと今確認をしますので。

もし青地であれば、一回白地にして、そして認めるなら認めてもいいと思いますけれども、そのまま認めるのはどうかなど。

これ、非農地証明は、一応申請が上がってきたら、これを許可するとき、農地転用の許可が出てきたときにできるかできないかが一つの物差しになるのかなど。許可できないものを非農地証明オーケーするのもどうか。ちょっと問題があるような気がするんです。

そういうことで、去年でしたかね。今の全部非農地証明で出してしまおうという話が一回あったときに、この農振地域の中でどうなったのか。きちっと根拠を教えてもらえんかという話でお願いしておりますけど。

事務局  
委員長

まず、青地については、この①、②、③、④該当しておりません。

してないんですか。

事務局  
委員長

はい。

事務局  
委員長

ほんなら、今の1種じゃないですね。

事務局  
委員長

ええ。

③、④も。③、④さっき1種っておっしゃったような気がするんですが。

1種は10ha以上つながっているようなところがなります。一つの要件ですよというように説明したんで。

委員長  
事務局

青地じゃないんですね。

委員長

はい。

今聞きてなんだけれども、農業委員としてこれどうしたらいい。やっぱり非農地証明を出すのか。

議長  
委員長

①番、②番は非農地証明出すけど、③番、④番は出さない。

議長  
委員長

私の考え。

はい。

これ、すごく難しい問題だと思うんですよね。平地の場合でも中山間地の場合でもいろんな問題が出てくると思うし、特に大変複雑だというふうに思うんです。

中山間地の場合は、1種、2種、3種に当てはめられないような状態になってきたというふうに、物すごい難しい問題があると思う。

平地の場合も邑知瀧周辺の農地であったら、意外と白地であったり青地だったりすることが、これは当然目安としては機能しやすいと思う。ところが、こういう山みたいなどころについては、私、本当にこれが該当するような形を取っていいのかどうなのか、もう一回検討する必要があるんじゃないかなという気がするんです。

そういう中で、現実的に遊休地という形で本当に残していいのか、また



非農地にしてしまっていて、例えば山林の形を取らせるような形がいいのか、そういうことも併せて検討していかないことには。

単に法的にこうなんだから、そうしてしまおうじゃないかということで進めていったんでは、果たしてこれからも耕作者の方々、農地を持っていらっしゃる地権者の方々が果たして、これを我々の思ったような形の対応をしてくださるのかとなると、なかなかしてくれない場合がいっぱい出てくるというふうに思う。

今後どうするかということも併せて検討しないことには、農地なんだから必ず保全をなさいと、それを会長の冒頭の挨拶にもあったように、なかなか地権者の方々がうんと言ってくれない、次のステップを踏めないというのが現状でないかなというふうに思うんですね。

そうすると、その現状に合わせたような証明のやり方というものを農業委員会として考えないことには、平地の邑知瀉周辺部の中、ちょうど田んぼのど真ん中だけどもう作らないでいいんだと、それはそんなわけにいかないと思うんです。山の上のほうであって、水も上がらないところに、農地として残してなるべく作ってほしいとは、やっぱり厳しいような気がするんです。あわせて、そういうことも検討していただければなというふうに思います。

会長が判断したように、例えば周辺が山林であるならばこれはどうにもならん話ですし、水も来ないところに耕作地があると言っても耕作者もいないのが現状じゃないかという気がしますので、その点も併せながら農業委員の皆様で判断していただいて、今後の在り方も併せて検討していただければ、私は幸いかなと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 非常に〇〇委員からお話のとおり、今言う農地か非農地かを決めるのは非常に難しい。現状からはなかなか非農地にならない。山間地の場合にはなりやすいという問題も出てきて。ただ、それをあれだから非農地ですよという安易に証明も出されない。ということは、この図のように道一本挟んできちんと管理しているところはしてる。そうすると、どこが非農地になって固定資産も安くなるというような実態も出てきます。

この③番④番の現地確認をした際には、近くの耕作者の方がおいでになり、きちんと管理してもらわな困るというふうに事務局に詰め寄ったところもありましたので、やはり正直者がばかを見ないようなやり方をやらないと、いろんなところから意見が出てくるかと思ひます。

今〇〇委員から提案があったように、この非農地については一つの線をつくるのは難しいんですけれども、何か基準になるものを作って、やはり分かりやすい説明ができるようにしたいというふうに思っておりますので、また皆様のご意見を拝聴しながら決めていきたいというふうに思っております。

委員 もう一つ聞きたいんやけれども、普通だったら4条、5条の場合は、生産組合の同意というのものもある。非農地の場合は同意がなくても農業委員で決定できるのか。

参考として、地元から聞いたという書類が1つあれば、あるいは地元の人らの意見も聞いたとか説明できれば、農業委員会だけで決めるのはどうなんかなと。決定の際の参考として。

議長 逆にそういう意見があれば、担当委員さんが地元生産組合なり町会の意見を聞いて、それを上げた意見を言っただけければ。

委員 何かあれば、生産組合や地元の者から意見を聞いていると、一応ここには許可の問題じゃなくて、参考として聞いているというのがないと、ちょっと怖いかなという気がしとるからね。

議長 わしは見とった。この人こんだけが相当たる面積を。

委員 いやいや、前にもあったんやけど、協議で少しずつこういうふうに出しとるが事実や。

委員 要らないものは非農地にするわ、自分の好きなものは作るというのは、ちょっと語弊があるというか、地元の者から見て。それなら、わしが山にある田んぼ要らないから、これを非農地にしてくれと。それはどうなのかなという気がする。

議長 だから、そういった意見が出た状況というのが怖いので、なかなか難しいところある。

委員 難しいげてね。

委員 ただ、山のことやけど、そういう問題は出てきてる。大変なこともある。やっぱり資料を作っておけば説明しやすい。

委員 周りが山林になってしまったら、分からんじゃないけれども、そこら辺の事情も踏まえての場合は、やっぱりそういう意見がないと。

委員 だから、わし聞きたいのは、全体が対象になるのかということ。

委員 ほかにもあるやろう。

委員 だから、本人の農地面積など、それぞれの農家がこれだけの要件じゃないと思うとるから、どうなんやって。

委員 ある程度条件をつけないと怖いかなということ。

委員 さっきも出てきたように、。

委員 まあまあ、意見やで。

委員 意見として。

議長 今、皆さんから意見聞いたことをまた踏まえて、今後の非農地について協議していきたいと思います。

委員 今回の「議案第4号」については、①番、②番を非農地と認め、③番、④番は認めないということではよろしいでしょうか。

委員 すみません。③番、④番は認めないということは、今後も出してきたときも認めないという。

議長 いや、それは違います。違います。

委員 ③番、④番。

議長 違います。

委員 何か違いがあるんですか。

議長 はい、あります。

委員 どんな場合になる。

議長 このままの状態が続けばいいけれども、5年後、10年後に周辺全体が山林化になれば認めざるを得ないでしょう。

委員 例えば年が替われば、また出してもいいのかなとか。

議長 いや、それは、申請は構いません。

委員 ああ、なるほど、なるほど。

委員 だから、地元も草を刈るようにと言うとるからね。自分のとこの農地が草だらけになるから、邪魔になるから刈ってくれてと言うとれんから、それはせんなんわな。だから、地元の意見としてね。

委員 これは難しいかしらん。

委員 難しいげて。本人その気ないのに、誰も、ほやろう。

委員 難しいげて。我々の仕事はやっぱり同意を得て管理をしてもらう。仕方なしと言うたらちょっと言葉悪いけれども、我々として刈らざるを得んげてね。ボランティアじゃないけど、刈らざるを得ない。そこまでされたもんは、なかなかほかの人に迷惑かけんように。

委員 痛しかゆしなんや。

委員 痛しかゆしなんや。周りから言われて、ただ仲介するんなら。

委員 こんなこと厳しいから厳しいと思うけど。

委員 以上で終わります。

議長 では、今回は①番、②番を非農地と認め、③番、④番は棄却ということでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、議案第4号は、①番、②番を非農地ということに決定いたします。次に、「議案第5号 農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「農用地利用集積計画について」ご説明します。議案書15ページをご覧ください。利用権設定の概要です。今回は田67筆、畑2筆の設定があり、合計面積は120,517㎡です。権利設定期間別に見ますと、田については5年が10筆、10年以上が57筆で、畑については10年以上が2筆の権利設定となっております。申請件数は、貸し手農家が32件、借り手農家が6件となります。各筆明細の一覧は、議案書16ページに記載しております。申請件数は32件で、新規設定が2件、再設定が30件となります。案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

議長 事務局からの説明は以上です。ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。何かこの案件についてご質問があればご意見をお願いします。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第5号」は原案どおり承認することに決定いたします。次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。議案書20ページをご覧ください。今回解約される農地は7筆で、面積が10,932㎡です。対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は、議案書に記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。何かご意見があればお願いします。

全 委 員      なし。  
議 長        よろしいでしょうか。  
全 委 員      異議なし。  
議 長        では、異議なしと認め、「報告第1号」は報告のとおり承認することに  
決定いたします。  
              以上で本日の全議案の審議が終了しました。  
              ここで一旦委員会を閉会し、その他の案件に入りたいと思います。

終      了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人